

神戸市の建設リサイクル届出が変わります

令和3年4月1日から(予定)

■ 建設リサイクル法上の届出書の提出先の変更

一定規模等以上の建築物の解体、新增築、改修及び土木工事において必要になる届出書の提出先が変わります。

特に解体工事では、着手前に提出しなければならない書類の提出先が、これまで建築住宅局と環境局に分かれていましたが、これからは環境局の窓口で受付を行います。

神戸市中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 5階
(建築住宅局建築調整課)



神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST 2階
(環境局環境保全指導課)
Tel:078-595-6222



■ 届出書の郵送受付について

・令和3年4月以降も当面の間、郵送での受付を継続しますが、以下の点が変更になります。ご注意ください。

① 宛先の変更

担当部署の変更に伴い、郵送の宛先が変更になります。令和3年4月1日到着予定分以降は、下記の宛先に郵送してください。

〒651-0086

神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST 2階
神戸市環境局環境保全指導課 宛

② 各種書類は一緒にお送りください。

特定建設作業実施届出書、特定工作物解体等工事実施届出書等環境保全指導課へ郵送で提出する他の書類と一緒に送りいただいで結構です。

③ 副本の返却も一緒にお送りします。

②でご提出いただいた書類の副本も一緒に返送します。返却書類に応じた封筒、切手をご用意の上、書類郵送時に同封してください。

■ 建設リサイクルの届出に関するお問合せ先

(R3.4.1 以降)

神戸市環境局環境保全指導課

(TEL 078-595-6222)

お問合せ (R3.3.31 まで)

神戸市建築住宅局建築調整課 建設リサイクル係

電話 078-595-6549